



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年9月11日金曜日 第139号

## ◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	705
地籍調査の成果の認証.....	(農政課) ...	706
保安林予定森林.....	(森林整備課) ...	706
保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示.....	( " ) ...	706
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課) ...	706
開発行為に関する工事の完了(3件).....	(中予地方局建築指導課) ...	707
道路の区域変更(県道佐田岬三崎線).....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	708
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	708

## 公 告

砂利採取業務主任者試験の実施.....	(土木管理課) ...	708
---------------------	-------------	-----

## 教育委員会公告

令和3年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の出題範囲の縮小について.....	(高校教育課) ...	709
---	-------------	-----

## 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	709
愛媛県議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正.....	( " ) ...	709
開票区の設置の一部改正.....	( " ) ...	710

## 告 示

### ○愛媛県告示第1009号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年9月11日

愛媛県知事 中村時広

### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
今治市馬越町複合商業施設	今治市馬越町四丁目甲38番1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田 俊一	東京センチュリー株式会社 代表取締役 野上 誠	令和2年 4月1日	令和2年 8月31日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社レディ薬局 代表取締役 三橋 信也	株式会社レディ薬局 代表取締役 白石 明生	令和元年 8月16日	

### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

#### (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

#### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1010号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年9月11日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
松前町	筒井、浜、北黒田の一部	平成29年度から令和元年度まで	松前町（筒井、浜、北黒田の一部）の地籍図及び地籍簿
四国中央市	川滝町下山・領家4	平成29年度から令和元年度まで	四国中央市（川滝町下山・領家4）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和2年9月11日

○愛媛県告示第1011号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年9月11日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

松山市上怒和乙51、元怒和甲1748、乙622の2、乙623から乙625まで、乙628から乙632まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上怒和乙51（次の図に示す部分に限る。）、元怒和乙623から乙625まで・乙631・乙632（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1012号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年12月農林水産省告示第1536号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年9月11日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）	松山市立花一丁目10番5号 越智デン	森林所有者

2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1013号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年9月11日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社ハタダ

新居浜市船木甲2131番地

代表取締役 畑田 康裕

2 事業場の名称及び所在地

株式会社ハタダ 本社工場

新居浜市船木甲2131番地

3 特定施設に関する事項

(1) No.1

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第17号 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
特定施設の能力	1回あたり500リットル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後3日
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	1日あたり2回 8時～15時（間欠）
特定施設の1日当たりの使用時間	6時間

特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 1,500
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 80
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 0.2 最大 0.5

備考 汚水等は、産業排水処理浄化槽施設No.1にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

産業排水処理浄化槽施設No.1

設置年月日	平成3年8月1日
処理施設の種別	生物処理
処理施設の型式	長時間ばっ気、接触ばっ気及び油分解処理方式
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	縦 10.7メートル 横 14.7メートル 高さ 4.55メートル
処理施設の能力	1日当たり140立方メートル処理
汚水等の処理の方式	長時間ばっ気、接触ばっ気及び油分解処理
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 840 最大 1,200	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 300	通常 20 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 150	通常 10 最大 30
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 20	通常 1 最大 10
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 110 最大 140	通常 110 最大 140

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 30
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 10
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 116 最大 152

備考 この他に、雨水排水口が6箇所ある。

○愛媛県告示第1014号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年9月11日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2中局建(開)第21号 令和2年9月2日	伊予郡砥部町原町397番、398番、399番、400番	松山市平井町甲2382番地 株式会社 アットハウジング

○愛媛県告示第1015号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年9月11日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2中局建（開）第22号 令和2年9月2日	東温市北方字古宮甲2555番7	東温市南方452番地3 オートヤグリーンビル101号 福江淳二 福江沙織

○愛媛県告示第1016号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年9月11日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2中局建（開）第23号 令和2年9月4日	東温市牛淵字二本木1181番1	東温市牛淵585番地 山内謙孝

○愛媛県告示第1017号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町正野2637番1地先から 同町正野2588番まで	旧	メートル 5.6~21.3	キロメートル 0.257	
			新	7.7~38.8	0.257	

○愛媛県告示第1018号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町正野2637番1地先から 同町正野2639番まで	令和2年9月11日

公 告

○公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、令和2年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和2年9月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の場所  
松山市堀之内  
愛媛県立図書館5階 多目的ホール
- 試験の日時  
令和2年11月13日（金）午前10時
- 受験願書の提出期間  
令和2年10月7日（水）から10月16日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先
愛媛県土木部土木管理局土木管理課又は住所を管轄する地方
局建設部若しくは土木事務所

教育委員会公告

○公告

令和3年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る
学力検査の出題範囲の縮小について

令和3年度の愛媛県立高等学校及び愛媛県立特別支援学校高等
部本科の入学者の選抜並びに愛媛県立中等教育学校の第4学年
の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の出題範囲の縮
小について次のとおり定めた。

令和2年9月11日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜二

1 愛媛県立高等学校の入学者の選抜に係る学力検査の出題範囲
の縮小

中学校学習指導要領(平成20年3月文部科学省告示第28号。以下「現行中学校学習指導要領」という。)に示されている内容のうち、次の内容を出題範囲から除外する。社会及び英語について、中学校学習指導要領(平成29年3月文部科学省告示第64号)の規定によっている場合も同様とする。

Table with 2 columns: 教科 (Subject) and 出題範囲から除外する内容 (Content to be excluded from the examination range). Rows include 国語, 社会, 数学, 理科, and 英語.

2 愛媛県立特別支援学校高等部本科の入学者の選抜に係る学力
検査の出題範囲の縮小

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成21年3月文部
科学省告示第36号)第2章第2節第1款において準ずるものとさ
れる現行中学校学習指導要領第2章に示されている内容のうち、
前項の表の左欄に掲げる教科について同表の右欄に掲げる内容を出
題範囲から除外する。社会及び英語について、特別支援学校小学
部・中学部学習指導要領(平成29年4月文部科学省告示第73号)
の規定によっている場合も同様とする。

3 愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学
者の選抜に係る学力検査の出題範囲の縮小
第1項と同じ。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行
政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第
1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数
は、次のとおりである。

令和2年9月11日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩男

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき
選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,155,529
(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,111
(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1
を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して
得た数 244,442

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

Table with 3 columns: 選挙区別 (Election District), 選挙権を有する者の総数 (Total number of voters), and 同左の3分の1の数 (Number of 1/3 of the total). Rows list various districts like 伊予郡, 南宇和郡, etc.

○愛媛県選挙管理委員会告示第34号

平成31年4月7日執行の愛媛県議会議員選挙(松山市・上浮穴郡選挙区)における公職の候補者川本健太の出納責任者川本美智子から公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条第1項の規定に基づき提出された選挙運動費用収支報告書の訂正の報告があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、愛媛県議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨(令和元年8月愛媛県選挙管理委員会告示第27号)の一部を次のとおり訂正する。

令和2年9月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩男

次の表の訂正前の欄に掲げる規定を同表の訂正後の欄に掲げる規定に下線で示すように訂正する。

訂 正 後		訂 正 前																																																													
1・2 省略 3 報告書の要旨 (1) 省略 (2) 松山市・上浮穴郡選挙区 省略		1・2 省略 3 報告書の要旨 (1) 省略 (2) 松山市・上浮穴郡選挙区 省略																																																													
<table border="1"> <tr> <td>候補者氏名</td> <td>川本 健太</td> <td>所属党派</td> <td>自由民主党</td> <td rowspan="2">期 間 平成31年3月1日から 平成31年4月15日まで 第1回分</td> </tr> <tr> <td>出納責任者氏名</td> <td colspan="3">川本 美智子</td> </tr> </table>		候補者氏名	川本 健太	所属党派	自由民主党	期 間 平成31年3月1日から 平成31年4月15日まで 第1回分	出納責任者氏名	川本 美智子			<table border="1"> <tr> <td>候補者氏名</td> <td>川本 健太</td> <td>所属党派</td> <td>自由民主党</td> <td rowspan="2">期 間 平成31年3月1日から 平成31年4月15日まで 第1回分</td> </tr> <tr> <td>出納責任者氏名</td> <td colspan="3">川本 美智子</td> </tr> </table>		候補者氏名	川本 健太	所属党派	自由民主党	期 間 平成31年3月1日から 平成31年4月15日まで 第1回分	出納責任者氏名	川本 美智子																																												
候補者氏名	川本 健太	所属党派	自由民主党	期 間 平成31年3月1日から 平成31年4月15日まで 第1回分																																																											
出納責任者氏名	川本 美智子																																																														
候補者氏名	川本 健太	所属党派	自由民主党	期 間 平成31年3月1日から 平成31年4月15日まで 第1回分																																																											
出納責任者氏名	川本 美智子																																																														
<table border="1"> <tr> <td>収入</td> <td colspan="2">支出</td> </tr> <tr> <td>主たる寄附 (氏名・団体名)</td> <td>(職名)</td> <td>(寄附額)</td> </tr> <tr> <td>自由民主党松山支部連合会</td> <td></td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>自由民主党愛媛県支部連合会</td> <td></td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td>川本 健太</td> <td>主 婦</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>その他の寄附</td> <td>0件</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td></td> <td>346,252</td> </tr> <tr> <td>今 回 計</td> <td></td> <td>1,576,252</td> </tr> <tr> <td>総 計</td> <td></td> <td>1,576,252</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </table>		収入	支出		主たる寄附 (氏名・団体名)	(職名)	(寄附額)	自由民主党松山支部連合会		100,000円	自由民主党愛媛県支部連合会		1,000,000	川本 健太	主 婦	130,000	その他の寄附	0件	0	その他の収入		346,252	今 回 計		1,576,252	総 計		1,576,252	省略			<table border="1"> <tr> <td>収入</td> <td colspan="2">支出</td> </tr> <tr> <td>主たる寄附 (氏名・団体名)</td> <td>(職名)</td> <td>(寄附額)</td> </tr> <tr> <td>自由民主党松山支部連合会</td> <td></td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>自由民主党愛媛県松山市第七支部</td> <td></td> <td>579,000</td> </tr> <tr> <td>川本 健太</td> <td>主 婦</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>その他の寄附</td> <td>0件</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td></td> <td>346,252</td> </tr> <tr> <td>今 回 計</td> <td></td> <td>1,155,252</td> </tr> <tr> <td>総 計</td> <td></td> <td>1,155,252</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </table>		収入	支出		主たる寄附 (氏名・団体名)	(職名)	(寄附額)	自由民主党松山支部連合会		100,000円	自由民主党愛媛県松山市第七支部		579,000	川本 健太	主 婦	130,000	その他の寄附	0件	0	その他の収入		346,252	今 回 計		1,155,252	総 計		1,155,252	省略		
収入	支出																																																														
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職名)	(寄附額)																																																													
自由民主党松山支部連合会		100,000円																																																													
自由民主党愛媛県支部連合会		1,000,000																																																													
川本 健太	主 婦	130,000																																																													
その他の寄附	0件	0																																																													
その他の収入		346,252																																																													
今 回 計		1,576,252																																																													
総 計		1,576,252																																																													
省略																																																															
収入	支出																																																														
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職名)	(寄附額)																																																													
自由民主党松山支部連合会		100,000円																																																													
自由民主党愛媛県松山市第七支部		579,000																																																													
川本 健太	主 婦	130,000																																																													
その他の寄附	0件	0																																																													
その他の収入		346,252																																																													
今 回 計		1,155,252																																																													
総 計		1,155,252																																																													
省略																																																															
省略 (3)・(4) 省略		省略 (3)・(4) 省略																																																													

○愛媛県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により衆議院比例代表選出議員の選挙について設けた開票区の区域に係る投票区の変更があったので、開票区の設置（平成17年8月愛媛県選挙管理委員会告示第50号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
2 開票区		2 開票区	
市町名	開票区名	市町名	開票区名
松山市	松山市（第1区） 開票区	松山市	松山市（第1区） 開票区
	松山市（第2区） 開票区		松山市（第2区） 開票区
	久谷第1投票区、久谷第2投票区、久谷第3投票区、久谷第4投票区、上浮穴投票区、北条第1投票区、北条第2投票区、北条第3投票区、北条第4投票区、北条第5投票区、北条第6投票区、北条第7投票区、北条第8投票区、北条第9投票区、北条第10投票区、北条第11投票区、北条第12投票区、北条第13投票区、北条第14投票区、北条第15投票区、北条第16投票区、北条第17投票区、北条第18投票区、北条第19投票区、北条第20投票区、北条第21投票区、北条第22投票区、北条第23投票区、中島第1投票区、中島第2投票区、中島第3投票区、中島第4投票区、中島第5投票区、中島第6投票区		久谷第1投票区、久谷第2投票区、久谷第3投票区、久谷第4投票区、上浮穴投票区、北条第1投票区、北条第2投票区、北条第3投票区、北条第4投票区、北条第5投票区、北条第6投票区、北条第7投票区、北条第8投票区、北条第9投票区、北条第10投票区、北条第11投票区、北条第12投票区、北条第13投票区、北条第14投票区、北条第15投票区、北条第16投票区、北条第17投票区、北条第18投票区、北条第19投票区、北条第20投票区、北条第21投票区、北条第22投票区、北条第23投票区、中島第1投票区、中島第2投票区、中島第3投票区、中島第4投票区、中島第5投票区、中島第6投票区、 <u>中島第7投票区、中島第8投票区、中島第9投票区、中島第10投票区、中島第11投票区、中島第12投票区、中島第13投票区、中島第14投票区、中島第15投票区、中島第16投票区、中島第17投票区</u>